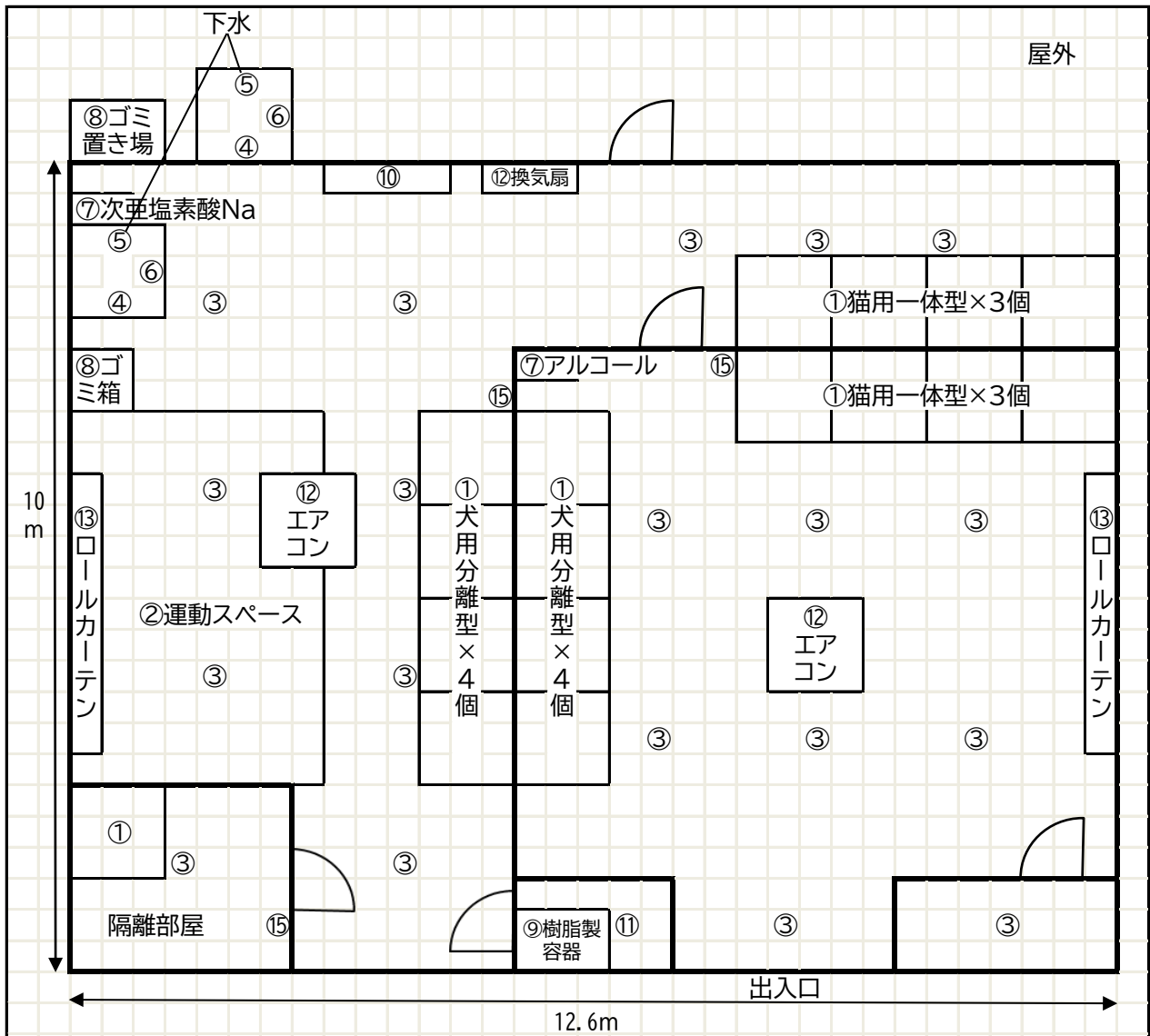


飼養施設の平面図



※ 次に掲げる設備等の配置を平面図の中に番号で示し、□にチェックを入れてください。

- | | |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ① ケージ等(おり、かご、水槽等) | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩ 餌の保管設備 |
| <input checked="" type="checkbox"/> ② 運動スペース(※犬猫の飼養施設で、運動スペース分離型飼養等を行う場合) | <input checked="" type="checkbox"/> ⑪ 清掃設備(掃除用具等) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ③ 照明設備 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑫ 空調設備(※屋外施設を除く。)(エアコン、換気扇等) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ④ 給水設備(給水栓) | <input checked="" type="checkbox"/> ⑬ 遮光のため又は風雨を遮るための設備(※屋内等で必要のない場合を除く。)(カーテン、ブラインド等) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ 排水設備(排水口、排水溝) | <input type="checkbox"/> ⑭ 訓練場(※飼養施設において訓練業を行う者に限る。) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ⑥ 洗浄設備(シンク、洗浄用ホース、動噴等) | <input checked="" type="checkbox"/> ⑮ 温度計・湿度計(※犬猫飼養施設のみ) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ⑦ 消毒設備(消毒液噴霧装置、消毒薬保管場所等) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> ⑧ 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備 | |
| <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ 動物の死体の一時保管場所(保管容器、冷蔵・冷凍庫等) | |

飼養施設の構造・設備に関する基準

飼養施設の構造、規模が基準に適合していない場合、登録が拒否されることとなりますのでご注意ください。

「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第3条第2項」

- ① 飼養施設は、第2条第2項第4号イからワまでに掲げる設備等を備えていること。*
- ② ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入を防止できる構造であること。
- ③ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。
- ④ 飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度であること。
- ⑤ 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模であること。
- ⑥ 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。
- ⑦ 飼養施設に備えるケージ等は、次に掲げるとおりであること。
 - イ 耐水性がないため洗浄が容易でない等衛生管理上支障がある材質を用いていないこと。
 - ロ 底面は、ふん尿等が漏れいしない構造であること。
 - ハ 側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことのできる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等特別の事情がある場合には、この限りでない。
 - ニ 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。
 - ホ 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。
- ⑧ 構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。
- ⑨ 犬又は猫の飼養施設は、前各号に掲げるもののほか、基準省令第2条第1号に定める飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項に適合するものであること。
- ⑩ 犬又は猫の飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間(午後8時から午前8時までの間をいう。以下同じ。)に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること(販売業、貸出業又は展示業(動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする者であって夜間に営業しようとする者に限る)。ただし、特定成猫(次のいずれにも該当する猫をいう。以下同じ。)の飼養施設については、夜間のうち展示を行わない間に当該措置が講じられていること(販売業、貸出業又は展示業を営もうとする者であって夜間のうち特定成猫の展示を行わない間に営業しようとする者に限る。)。
 - イ 生後一年以上であること。
 - ロ 午後8時から午後10時までの間に展示される場合には、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されていること。

*表面に記載された⑩温度計・湿度計を除く設備等のこと

犬猫のケージ等の基準を含む、法第21条第1項の規定による第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関して環境省令で定める基準については、

「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」

「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」

をご確認ください。